

指定在外選挙投票区の投票所の指定について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項において準用する同法第30条の3第2項の規定により、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査における指定在外選挙投票区の投票所を次のとおり指定する。

令和 8 年 1 月 2 7 日

新見市選挙管理委員会

委員長 中山博文



- 1 在外選挙人名簿に登録されている選挙人が国内において選挙期日当日に投票を行う場所

○新見第1投票区

住 所 新見市新見310番地3

投票所名 新見市役所南庁舎